令和８・９年度
岡崎市入札参加資格審査申請要領
（建設工事）
一部改正

岡崎市総務部契約課

令和８・９年度　入札参加資格審査申請要領【建設工事】

岡崎市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

岡崎市が締結する請負等の契約（市が給付に対して対価を支払うもの）はすべて、岡崎市公契約条例に基づき労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ることとされています。一部の契約は、岡崎市公契約条例に基づく労働環境確認措置の対象になります。労働環境確認措置の対象の契約の受注者及び50万円以上の一部受注をする下請事業者は、岡崎市に対し労働環境報告書を提出するなどの事務手続きが必要になります。

対象となる契約の条件や、具体的な事務内容は、岡崎市ホームページ「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」を御確認ください。

岡崎市ホームページ

「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」

https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html

１　申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

⑴　あいち電子調達共同システム（CALS/EC）参加自治体に共通する要件

ア　入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

イ　入札参加の資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

(ｱ)　「定時受付」に申請される方

審査基準日**（決算日）**が、令和６年７月１日から令和７年６月30日までのもの。

ただし、令和７年７月１日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

(ｲ)　「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日からさかのぼって１年７か月以内の日を審査基準日とするもの。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令　（抜粋）
（一般競争入札の参加者の資格）
第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者
（指名競争入札の参加者の資格）
第167条の11　第167条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

エ　次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

【国　　税】

法人の方　法人税、消費税及び地方消費税

個人の方　申告所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

法人の方　法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の方　個人事業税及び自動車税

⑵　岡崎市が独自に設定する要件

ア　「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年２月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

イ　岡崎市税に滞納がないこと。

ウ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（適用除外であるものを除く。）。

２　入札参加資格申請の方法

⑴　入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

【注意事項】入札参加資格申請データの送信後は、申請の修正ができません。
申請内容を十分確認した上で送信してください。特に定時受付期間中は、令和８・９年度定時受付及び令和６・７年度随時受付ともに申請の取り下げができませんので注意してください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」及び「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」

⑶　入札参加資格申請については、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカードで行ってください。

⑶　契約を締結する営業所は、１自治体に対し１営業所に限ります。

本店（建設業法上の主たる営業所）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店を含めたどこか１つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です。詳細は、建設業許可申請の手引（愛知県都市総務課作成）をご参照ください。

⑷　入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び後記「入札参加資格申請上の注意点について」に従ってください。

⑸　入札参加資格申請データを送信後、速やかに後記「４　別送書類」⑴　で示す別送書類を郵送してください。

３　受付期間

⑴　定時受付

ア受付期間

令和８年１月５日（月）から令和８年２月16日（月）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　受付時間

午前８時から午後８時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

⑵　随時受付

ア　受付期間

令和８年４月１日（水）から令和10年１月31日（月）まで

（日曜日、土曜日、休日及び**12月29日から翌年の１月３日**までの日を除く。）

イ　受付時間

午前８時から午後８時まで

４　別送書類

入札参加資格申請を入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、⑴に記載する書類各１部を「別送書類送付書」とともに、⑵

に記載する提出期日までに郵送で提出してください。岡崎市へ送付する別送書類がない場合、「別送書類送付書」のみの送付は不要です。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日から３か月以内のものとします（鮮明であれば写し（コピー）可）。

⑴ 提出書類等

ア　あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請自治体の中から、**代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されます。**共通審査項目はその自治体が審査を行います。

書類名	代表審査自治体	摘要
納税証明書（国税）	岡崎市の場合	以下のいずれかの納税証明書を⑶の提出先へ郵送してください。 ・法人の方「その３の３」 ・個人の方「その３の２」 ※本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	岡崎市以外の場合	前述の納税証明書（国税）を、申請画面で表示された代表審査自治体に、郵送してください。
納税証明書（県税）	愛知県の場合	提出書類は不要です。 入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※納税状況を確認できない場合は、愛知県が県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	岡崎市の場合	以下のいずれかの書類を⑶の提出先に郵送してください。 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 【参考】ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ－〈操作手引書/ﾁｭｰﾄﾘｱﾙ〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」
	その他の場合	前述の納税証明書（県税）を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

イ　岡崎市が独自に設定する要件に関する書類

入札参加資格審査の際、岡崎市に対して提出が必要な書類です。岡崎市が代表審査自治体であるかどうかに関わらず、該当する場合は必要となります。

書類名	対象者	摘　要	
健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類　※令和８年	全ての申請者	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出不要です。

11月以降は不要とする		最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	「無」となっている保険に対して、次の①～⑥のいずれかの書類を後述の⑶の提出先に郵送してください。 ①直近１月分の社会保険料の領収書の写し ②健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ③標準報酬月額決定通知書の写し ④社会保険料納入証明書 ＜納入実績がない場合＞ ⑤健康保険･厚生年金新規適用届（事業主控）の写し ＜届出の義務がない場合＞ ⑥岡崎市様式「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」
雇用保険に加入していることが確認できる書類 ※令和８年11月以降は不要とする	全ての申請者	最新の経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出不要です。
		最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている方	次の①～④のいずれかの書類を後述の⑶提出先に郵送してください。 ①労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し及び以下のいずれかの書類 ア　直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の１回分） イ　公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 ②新規事業者の場合は、雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し ※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出してください。 ③労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し ＜届出の義務がない場合＞ ④別記様式「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」

技術職員の資格確認資料	岡崎市内に本店を有する申請者	**・技術職員名簿** **・実務経験経歴書**（任意様式可です。業種ごとに作成してください。） ※様式は、岡崎市ホームページからダウンロードできます。	①技術職員名簿は、電子データを後述の⑶連絡先に記載のメールアドレスに送信してください。 ②実務経験経歴書は技術職員名簿に記載する資格が ・実務経験の場合 ・実務経験が共に必要な国家資格の場合 後述の⑶連絡先に記載のメールアドレスに送信してください。 ※同じ実務経験経歴書を提出されたことがある方は、再度の提出は不要です。
納税証明書（市税）	岡崎市に納税義務のある方	申請入力画面（個別情報入力）の「課税番号」欄に、**課税番号（法人は法人番号13桁、個人は整理番号8桁）を入力**してください。（マイナンバー（12桁の数字）は絶対に入力しないでください。） 紙面の納税証明書の提出は不要です。 岡崎市にて納税状況を確認します。 ※岡崎市が納税状況を確認できない場合、確認できなかった旨を御連絡します。連絡の後、「納税証明書（種類：完納証明書）」又は「岡崎市税の納税義務がないことの申出書」の提出を求める場合があります。	

岡崎市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、**入札参加資格申請の入力内容を送信後の到達確認画面、または操作手引書（ポータルサイト掲載）**で確認できます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」ー「４．１　建設工事」

⑵　各書類の提出期日

ア　定時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着です。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

最終提出期限は、**令和８年２月24日（火）必着です。**

イ　随時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着です。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、データ送信日から７日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※　上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

⑶　書類等の提出先

〒444－8601

岡崎市十王町二丁目９番地

岡崎市総務部契約課　審査契約係
TEL：(0564) 23-6203　　FAX：(0564) 23-6630
電子メールアドレス（技術職員名簿の提出専用）：keiyaku-shinsei@city.okazaki.lg.jp

５　入札参加の資格審査

⑴　申請要件

入札参加の資格審査は、前記「１　申請者の要件」を満たしていることを確認します。

⑵　岡崎市総合評定値

岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する方は、岡崎市総合評定値を算定します。
算定方法は、岡崎市総合評定値算定基準（岡崎市ホームページに掲載）をご参照ください。

６　入札参加の資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）で、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－６章「６．１　申請状況照会」

別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出される場合があります。入札参加資格申請の入力内容の送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

７　入札参加の資格審査（格付）結果

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」－「入札参加資格申請」→11章「11．１　格付結果照会」

なお、**定時受付の場合は、令和８年３月末までに審査終了のメールが送信される予定であり、令和８年４月１日（水）から格付結果の参照が可能です。**

８　入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日から令和10年３月31日（金）まで有効とします。

（入札参加資格決定の日は、定時受付分は令和８年４月１日（水）、随時受付分は申請日の翌々月の１日です。）

ただし、令和10年４月１日（土）以降、新たに入札参加資格を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

９　会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

10　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則４又は６の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11　入札参加資格決定後における登録内容の変更等

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、<u>定時受付分に係る入札参加資格申請の入力内容の送信後の変更は、令和８年４月１日（水）以降に受付を行います。</u>

⑴　申請方法

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

次表変更等事項中10から12の事項については、事前に打合せを行いますので、お問い合わせください。

⑵　提出書類

変更等事項	添付書類（別送書類）
１　商号又は名称（支店営業所を含む。）	なし ※ただし別途ICカードの変更・登録が必要です。
２　本店（建設業法上の主たる営業所）代表者の職名又は氏名	
３　契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	
４　所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号又はEメールアドレス（支店営業所を含む。）	なし ※ただし、所在地が変わる場合は、ICカードの変更・登録が必要です。

5　建設業許可（業種追加除く。）に関する事項	なし
6　業種追加に関する事項	
7　登録等に関する事項	
8　資本金（法人のみ）	
9　廃業（入札参加資格の全部取下げを含む。）又は一部取下げ	
10　個人から法人への組織変更	事前に打合せを行いますので、４(3)までお問い合わせください。 ※営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、入札参加資格申請の内容確認のため、関係書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。
11　合併、営業権譲渡等による事業の継承	
12　相続による事業の継承	

※　ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ＩＣカード登録手順」を参照し、速やかに手続きを行ってください。

なお、旧代表者名義のICカードは使用できません。旧代表者名義のICカードを使用した場合、指名停止措置等の対象となる場合があります。

【参考】ポータルサイトー〈利用規約/ICカード〉ー「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照してください。

12　その他

⑴　入札参加資格審査申請又は別送書類中の重要な事項は、虚偽の記載、又は記載不備のないようにしてください。虚偽の入札参加資格申請をした場合は、入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

⑵　入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

⑶　当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表しますので、あらかじめご了承ください。

⑷　公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

【入札参加資格申請上の注意点について】

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

【注意】入札参加資格申請は、一度送信した後、内容の修正ができません。
入札参加資格申請の入力した内容を十分確認した上で送信してください。
また、定時受付期間は取下げの申請ができません。万が一入力内容を誤った場合は、申請先自治体へ連絡してください。なお、令和８年４月１日以降の随時申請期間は取下げ申請が可能となります。

１　申請者情報入力

画面上の指示に従って入力してください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」→５章「５．１　建設工事新規申請」

⑴　建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、**「特定建設業許可番号」**を入力してください。

⑵　経営事項審査の基準日

ア　入札参加資格申請の内容の送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、**経営事項審査の総合評定値結果通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。**

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」→８章「８．１　補正申請」

【補正申請が必要な例】

○　「建設業許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。
→　許可番号の入力が正しいか確認してください。

○　「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。
→　審査基準日の入力が正しいか確認してください。

※　定時受付の場合は、審査基準日が令和６年７月１日から令和７年６月30日までの日付で

入力されているか、ご確認ください。

○　「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」⑶でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。

○　「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」⑷でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

イ　次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

(ｱ)　経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合

(ｲ)　経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆　管理自治体の決定方法について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー３章「３．１　管理自治体とは」

◆　補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー６章「６．１　申請状況照会」

ウ　定時受付で、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を令和７年７月１日以降で入力することとなります。入札参加資格申請の内容の送信後に、管理自治体に連絡してください。

(ｱ)　令和７年７月１日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合

(ｲ)　決算期の変更により、審査基準日を令和６年７月１日から令和７年６月30日までの日とする経審を受審していない場合（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

(ｳ)　令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は令和６年７月１日から令和７年６月30日までの日を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

(ｴ)　令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査で、令和７年６月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

⑶　申請者情報

ア　所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

（例）

愛知県　▼　名古屋市中区　▼　三の丸３－１－２

イ　商号又は名称（フリガナ）

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

ウ　商号又は名称（漢字）

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

エ　代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名（役職）」は空欄にしてください。

オ　連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力した電子メールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

⑷　申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、**定時受付期間中は、入札参加資格申請の内容の送信後に、申請する自治体を追加することはできません。**必ず入札参加資格申請を**希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請の内容の送信**を行ってください。

２　契約営業所入力

画面上の指示に従って入力してください。

⑴　所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

（例）

愛知県　▼	名古屋市中区　▼	三の丸３－１－２

⑵　契約を締結する営業所を本店（建設業法上の主たる営業所）以外とする場合の委任事項

委任期間は、令和10年３月31日までと入力してください。

⑶　契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ１⑵で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

⑷　資格審査を希望する業種

別表１『発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）』、別表２『「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種の略号」』及び別表３『専門工事を希望する業種の略号』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。

なお、岡崎市においては、別表３の専門工事業種の登録は行っておりません。

また、入札参加の資格審査を希望する業種は、１⑵で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

３　共通情報入力

⑴　資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

⑵　営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（１年未満端数は切り捨て）。

⑶　建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。

加入の場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先　建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

⑷　建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から共済契約者番号及び証明書番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先　勤労者退職金共済機構建設業退職金共済愛知県支部【電話052-243-0871】

⑸　ISO認証取得状況

入札参加資格申請日現在における「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から認証番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、岡崎市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

⑹　常勤職員数

入札参加資格申請日現在における常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

⑺　有資格者技術職員数等

ア　入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で複数種類の資格をお持ちの方は、該当する資格欄をすべて入力してください。

ただし、１級○○や２級○○のように、同じ種類の資格で、級位の違うものを複数お持ちの方は、上位の資格のみ、入力してください。

イ　「合計」欄は、該当する資格の延べ人数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

⑻　監理技術者資格者証所持者数

ア　入札参加資格申請日現在における、監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してくださ

い。資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で何種類も資格を有する方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

イ　「合計」欄には該当する資格の延べ人数を入力し、「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

４　個別情報入力

⑴　障害者雇用率達成状況

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

⑵　労働者災害補償保険の加入状況

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

⑶　外資状況

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

⑷　適格組合証明

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

⑸　グループ経審

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

⑹　専門工事実績内容

岡崎市は入力不要です。

申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、

表示されません。

⑺　国税及び愛知県税の未納がないことの確認（愛知県に納税義務がある方）

前記申請要領１⑴④に記載の愛知県税について未納がない場合は、「はい」を選択し、未納がある場合は、「いいえ」を選択してください。（「いいえ」を選択した場合、次画面へ進むことはできません。）

なお、愛知県内に事業所を有しておらず、愛知県税の納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

⑻　納税状況の確認についての同意（岡崎市に納税義務がある方）

岡崎市が納税状況を確認することについて同意し、「はい」を選択してください。（「いいえ」を選択した場合、次画面へ進むことはできません。）同意した場合、次の課税番号を入力してください。※マイナンバー（12桁の数字）は絶対に入力しないでください。

法人の場合　法人番号（13桁の数字）

個人の場合　納税通知書の「整理番号」（８桁の数字）

岡崎市内に事業所を有しておらず、岡崎市税の納税義務のない方は、「はい」を選択してください。課税番号の入力は不要です。

※　岡崎市が納税状況を確認できない場合、岡崎市の「納税証明書（種類：完納証明書）」（写し可）又は「岡崎市税の納税義務がないことの申出書」の提出を求める場合があります。

⑼　申請先自治体との指名・契約実績

岡崎市は入力不要です。

申請画面に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。なお、該当する自治体が無い場合は、入力項目自体、表示されません。

別表１　発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	塗装工事業
9	土木工作物塗装工事	
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

（注）一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理

由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表２　「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	ﾀｲﾙ・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表３　専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート構造物(PC)	プ
とび・土工工事業	道路標識工事	標
	防護柵工事	防
	視線誘導標工事	視
	反射鏡工事	反
	道路鋲工事	鋲
	遮音壁工事	遮
	法面保護工事	法
塗装工事業	路面標示工事	路

※岡崎市では専門工事業種の登録は行っていません。

別記様式

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

次の理由により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

□【健康保険】
- □ 従業員５人未満の個人事業所であるため
- □ 従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため
- □ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
令和　　年　　月　　日、関係機関（　　）に問合せを行い判断しました。

□【厚生年金保険】
- □ 従業員５人未満の個人事業所であるため
- □ 従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため
- □ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
令和　　年　　月　　日、関係機関（　　）に問合せを行い判断しました。

□【雇用保険】
- □ 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため
- □ 役員のみの法人であるため
- □ 使用する労働者全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため
- □ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
令和　　年　　月　　日、関係機関（　　）に問合せを行い判断しました。

別表　**雇用保険の被保険者に関する具体例**　（出典：雇用保険のしおり令和７年10月：愛知労働局）

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者 （パートタイマー） 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の２つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ①　１週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。 ②　31 日以上の雇用見込みがあること。	左記①又は②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ①　卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ②　休学中の者。（この場合、その事実を証明する文書が必要となります。） ③　事業主の命により又は、事業主の承認を受け（雇用関係を存続したまま）大学院等に在学する者。 ④　一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。 （この場合、その事実を証明する文書が必要となります。）	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者（左記①～④に該当する者は除く。）については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
株式会社等の取締役、 合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社団又は財団の役員等	株式会社等の取締役、合同会社等の社員は原則として被保険者となりません。 しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している（＝兼務役員）場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。（この場合、就業規則・登記事項証明書・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります。）	左記の区分に記載された法人等（以下「法人等」という。）の代表者（会長・代表取締役社長・代表社員等）は被保険者となりません。 また、法人等の役員等（代表者以外の取締役・監査役等）についても、原則として被保険者となりません。
２以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません。（二重の資格取得はできません。）
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	

家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。 外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。 左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる期間は、被保険者となりません。
事業主と 同居の親族	次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。 ①　業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②　就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 具体的には、始業･終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③　事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。 （この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）	個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。 ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。
国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合､海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
船員	船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわりなく被保険	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者

	者となります。 船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。	（１年を通じて雇用される場合を除く。）は、被保険者となりません。
公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。
生命保険会社等 の外務員･外交員･ 営業部員等	職務の内容や服務の態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し､それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。
在宅勤務者 （労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者）	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の５つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ①　指揮監督系統が明確なこと。 ②　拘束時間等が明確なこと。 ③　各日の始業･終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④　報酬が、勤務した期間又は時間を基礎としていること。 ⑤　請負･委任的でないこと。 （この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）	左記の５つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。
週所定労働時間 20 時間未満で 複数の事業所で働く 65 歳以上の労働者（マルチジョブホルダー）	次の３つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ることで、特例的に被保険者となります。 ①　複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること。 ②　２つの事業所（１つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して、１週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。 ③　２つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること。	左記の３つの要件をすべて満たされなければ、被保険者となりません。 また、労働者本人が被保険者になることを希望せず、申出を行わない場合は被保険者となりません。